

軽自動車やバイクなどの変更手続きはお早めに

問合せ先 税務課市民税担当

車種別の取扱窓口

車種	取扱窓口
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	税務課市民税担当
軽自動車(二輪・126cc～250cc以下) 二輪の小型自動車(251cc以上)	埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2029(自動音声案内)
軽自動車(四輪)	軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所 (三芳町)☎050・3816・3111

軽自動車税(種別割)は4月1日の所有者に課税される税金です。
名義変更・住所変更(転入・転出)・廃車の手続きを済ませていない場合は、3月中に手続きをお願いします。
詳細については、各窓口にお問い合わせください。

軽自動車税(種別割)四輪の税率について
新税率 平成27年4月1日以降に最初の新規検査(初度検査)を受ける車両に適用されます。

軽自動車税(種別割)年額

令和3年度(区分)		新税率	旧税率	重課税率	取扱窓口
軽自動車(種別割)	四輪乗用 営業用	6900円	5500円	8200円	軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所 ☎050・3816・3111
	四輪乗用 自家用	1万800円	7200円	1万2900円	
	四輪貨物 営業用	3800円	3000円	4500円	
	四輪貨物 自家用	5000円	4000円	6000円	

重課税率 平成28年度より導入されています。4月1日時点で、最初の新規検査(初度検査)から13年を経過している車両(平成20年3月以前に検査している車両)を所有している場合に適用となります。

※ なお、原動機付自転車および軽二輪などは、令和2年度と同じ税率になります

令和3年度の固定資産課税台帳の閲覧・縦覧

問合せ先 税務課資産税担当

閲覧ができる方	持ち物
固定資産の所有者、納税管理人	窓口に来た方の本人確認書類
賦課期日の翌日(令和3年1月2日)以後の新所有者	窓口に来た方の本人確認書類 取得の事実が確認できる契約書
所有者の代理人(市内の同一世帯の方)	窓口に来た方の本人確認書類
所有者の代理人(上記以外の方)	窓口に来た方の本人確認書類 所有者が記入した委任状
所有者の相続人	窓口に来た方の本人確認書類 所有者との関係がわかる戸籍謄本
借地人、借家人	窓口に来た方の本人確認書類 借地・借家の事実が確認できる契約書

固定資産課税台帳の閲覧
土地、家屋、償却資産の固定資産を所有する方などは、固定資産税と都市計画税の内容が確認できます。

期間 4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

場所 税務課(市役所1階)

縦覧ができる方	持ち物
※ 固定資産の所有者でも非課税や免税点未満により納税されない方は縦覧できません	
・土地、家屋の固定資産税の納税者 ・土地、家屋の固定資産税の納税者と同一世帯の方(市内の同一世帯の方) ・納税管理人	窓口に来た方の本人確認書類
納税者の代理人(上記以外の方)	窓口に来た方の本人確認書類 納税者が記入した委任状
納税者の相続人	窓口に来た方の本人確認書類 納税者との関係がわかる戸籍謄本

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
土地・家屋の固定資産税の評価額が適正であるか、他の土地・家屋と評価額を比較することができます。

期間 4月1日(木)～5月31日(月)

場所 税務課(市役所1階)

※ 本人確認書類は運転免許証、マイナンバーカードなどで

令和3年度集合狂犬病予防注射を実施します

問合せ 生活環境課環境推進担当

生後91日以上の子犬の飼主は、毎年通常4月1日から6月30日の間に狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。

市では、下記日程で集合狂犬病予防注射を実施します。

料金(犬1頭につき)

登録済の場合 3500円
(注射料2950円、注射済票交付手数料550円)

新規登録の場合 6500円
(注射料2950円、登録手数料3000円、注射済票交付手数料550円)

持ち物

集合狂犬病予防注射の案内はがき(問診票を必ず記入の上、持参してください)

その他

集合注射会場で注射を打てる犬は、市に登録がある犬または市で新規登録を行う犬に限ります。

交付された鑑札および注射済票は首輪などに着け、犬表示シールは、門柱などの人の目につく所に掲示してください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来場の際は

令和3年度集合狂犬病予防注射の日程

月	日	時間	会場
4	15日(木)	9時30分～11時30分	鶴ヶ島文化会館
		13時30分～15時30分	新町中央広場
	17日(土)	9時30分～11時30分	市役所
		13時30分～15時30分	

※ 各会場の駐車スペースは、台数に限りがあります

アルコール消毒の実施とマスクの着用をお願いします。

また、複数人での来場や体調がすぐれない場合の来場は控えるなど、感染予防対策の徹底をお願いします。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度集合狂犬病予防注射を中止する場合があります。中止の際は、ホームページなどでお知らせしますので、ご確認ください

動物病院での狂犬病予防注射済票の交付

問合せ 生活環境課環境推進担当

令和3年度注射済票の交付が受けられる動物病院一覧(50音順)

動物病院名	所在地	電話番号
アイビーどうぶつ病院	上広谷411-1	☎286・6301
いちかわペットクリニック	坂戸市中富町70-5	☎283・5111
いとう動物病院	三ツ木新町1-1-13カインズホーム鶴ヶ島店2F	☎279・2244
犬と猫のクリニック てくてく動物病院	坂戸市緑町20-1	☎281・0363
えんだ動物病院	坂戸市泉町2-10-6	☎284・9110
狩野動物病院	下新田223	☎286・5200
ちば動物病院	鶴ヶ丘98-15	☎286・3847
ちゃろ動物病院	川越市小堤902-4	☎299・4740
鶴ヶ島ペットクリニック	松ヶ丘2-16-17	☎287・0786
動物往診+在宅ケアサービスにくきゅう	上広谷391-65	☎299・6739
動物病院アロハナ	脚折1145-1	☎298・3955
ノヤ動物病院	日高市上鹿山143-19	☎042・985・4328
ピクシー犬猫病院	鶴ヶ丘849-6	☎285・7569
プリプリ動物診療所	富士見2-22-35	☎277・7120
ブン動物病院	坂戸市千代田2-9-1	☎288・2166
やまびこ動物病院	脚折町1-34-13	☎287・4344

市に登録している犬については、左記の動物病院で狂犬病予防注射の接種後に注射済票の交付(手数料550円)が受けられます。

市から送付された集合狂犬

病予防注射案内はがきを必ずお持ちください。

※ 注射料金は別途必要となりますので、各動物病院にご確認ください

市有地を公売(売却)します

問合せ 資産管理課財産管理担当

公売物件
① 藤金876番75 70㎡
② 下新田621番90 150㎡
③ 鶴ヶ丘306番2、307番1 2023・96㎡

受付期間
3月8日(月)～12日(金)9時～17時

受付場所
資産管理課(市役所4階)

入札日
3月19日(金)①9時、②10時、③11時

申込み
一般競争入札参加申込書に必要書類を添えて申込みください。

※ 3月8日(月)・9日(火)に現地説明会を行います

日本医師会赤ひげ功労賞受賞

問合せ 保健センター ☎271・2745



医療法人社団満寿会理事長の小川郁男さんが、日本医師会の赤ひげ功労賞を受賞されました。

長年にわたり地域医療の発展に尽力され、その貢献が認められたものです。

※ 売却案内(入札の手引き)および申込書類は、資産管理課で配布します。

詳細は、お問い合わせください



障害者手帳をお持ちの皆さんへ

問合せ 障害者福祉課障害者福祉担当

障害者手帳情報の更新手続きをお願いします

障害者手帳に書かれている情報(住所、氏名など)が変わった場合には、障害者福祉課で必ず変更の手続きを行ってください。

また、手帳を紛失された場合には、再交付申請の手続きをお願いします。

4月1日より埼玉県受動喫煙防止条例が施行されます

問合せ 県健康長寿課 ☎048・830・3582



この条例は、他人に受動喫煙を生じさせないことが県民の責務となるほか、既存特定飲食提供施設(※)が喫煙可能室を設置するには、健康増進法の要件に加え、従業員がいない場合または全ての従業員から承諾を得た場合に限られます。

喫煙可能室を設置した場合



は、法に基づく届出のほか、条例に基づく届出を管轄保健所に提出してください。詳細は、県ホームページをご覧ください。

※ 令和2年4月1日時点ですでに営業している資本金または出資の総額が5000万円以下、客席面積が100㎡以下の飲食店

重度心身障害者自動車燃料助成金の請求はお済みですか

重度心身障害者自動車燃料助成事業について、すでに登録されている方で、令和2年度の助成金の請求をしていない方は、3月31日(水)(必着)までに請求手続きをしてください。

埼玉県HPはこちら



『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』 春季全国火災予防運動を実施しています

問合せ 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部予防課 ☎281・3117

3月1日(月)から7日(日)は、春の全国火災予防運動週間で

令和2年の管内での火災発生原因ワースト3

- ・放火(疑い含む) 17件
- ・たばこ 5件
- ・たき火 4件

住宅防火 いのちを守る7つのポイント!

【3つの習慣】

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
就寝時間帯の火災で亡くなる方が多いため、寝ているときにも火災に気づくことができるよう住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ②設置済みの方も、日ごろから機器の点検、清掃をお願いします。
- ③電池の寿命や機器の劣化などを考慮し、設置後10年での交換が推奨されています。

②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

寝たばこから寝具などに着火し、延焼拡大する火災が多くあります。火が燃え移らないよう防炎品を意識して使用しましょう。

③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

初期の消火で火災による被害が大幅に軽減されます。消火器を設置するとともに、使い方を覚えましょう。

④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

ご近所同士で声をかけあい、火の用心に心がけ、火災を発見したら、大声で周囲に知らせ、119番に通報しましょう。

火災予防に関する問い合わせは、消防本部予防課へご連絡ください。



火の用心



消防組合HPはこちら

確定申告などの申告期間が延長されます

問合せ 各問合せ先へお問い合わせください

大塚製薬(株)と 包括連携協定を締結

問合せ 政策推進課政策担当



鶴ヶ島市と大塚製薬(株)は、今後のまちづくりに向けて「包括連携協定」を締結しました。

今後、同社と連携して、健康増進セミナーや熱中症対策などを行い、市民の健康増進や市民サービスの向上につなげていきます。

市・県民税の申告は、税務課の窓口で行います。

問合せ 税務課市民税担当

※ 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、電子申告(確定申告のみ)、郵送申告のご協力をお願いします

所得税の確定申告

国税庁(税務署)は、所得税の申告期限などを4月15日(木)まで延長します。

なお、市役所を会場とする所得税の申告期限は、3月15日(月)までです。

※ 3月16日(火)以降は、川越税務署で申告してください。確定申告会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要となります

問合せ 川越税務署 ☎235・9411(自動音声案内)

市・県民税の申告

市役所は、個人市・県民税の申告期限を4月15日(木)まで延長します。

